

昭和54年12月20日	一部改定
昭和56年12月17日	一部改定
昭和57年12月17日	一部改定
昭和63年12月16日	一部改定
平成2年12月20日	一部改定
平成3年12月19日	一部改定
平成5年12月21日	一部改定
平成6年12月20日	一部改定
平成7年12月20日	一部改定
平成10年12月18日	一部改定
平成13年12月21日	一部改定
平成14年12月20日	一部改定
平成15年12月19日	一部改定
平成18年12月21日	一部改定
平成21年12月21日	一部改定
平成22年7月1日	一部改定
平成24年12月21日	一部改定
平成27年12月22日	一部改定
令和3年12月22日	一部改定

(昭和54年以降)

定 款



横 浜 冷 凍 株 式 会 社

横浜冷凍株式会社 定款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、横浜冷凍株式会社と称し、英文では YOKOREI CO., LTD. と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 冷蔵倉庫業並びに普通倉庫業
2. 水産品の加工、販売並びに輸出入
3. 農畜産物の加工、販売並びに輸出入
4. 通関業
5. 養殖業
6. 製氷業
7. 貨物利用運送事業並びに貨物自動車運送事業
8. 不動産賃貸業
9. 食堂及び喫茶店の経営並びに飲食物の販売
10. その他前各号に付帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を横浜市に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、1億6,000万株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって、自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式の権利)

第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により定め、これを公告する。

(株式取扱規則)

第11条 当社の株式及び新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手続等については、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第3章 株 主 総 会

(株主総会の招集)

第12条 当社の定時株主総会は、毎年12月に招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年9月30日とする。

(招集権者及び議長)

第14条 株主総会は、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会において、あらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。

(株主総会資料の電子提供措置並びに書面交付請求)

第15条 当社は、株主総会の招集に際し、必要な事項について会社法第325条の2に定める電子提供措置をとる。

- 2 当社は、基準日までに会社法第325条の5に定める書面交付請求を受けた場合は、これを交付する。ただし電子提供措置をとる事項のうち、法務省令で定めるものの全部について交付する書面に記載することを要しないこととする。

(株主総会の決議方法)

第16条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

(特別決議)

第17条 会社法第309条第2項の定めによる決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第18条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。ただし、株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(株主総会の議事録)

第19条 株主総会における議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第20条 当会社の取締役は、15名以内とする。

(取締役の選任方法)

第21条 取締役は、株主総会において選任する。

取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

取締役の選任決議については、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第22条 取締役の任期は、その選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

増員又は任期満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、他の取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第23条 当社は、取締役会の決議により、代表取締役を選定する。

代表取締役は会社を代表し、取締役会の決議に基づき、会社の業務を執行する。

取締役会は、その決議により、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役の報酬等)

第24条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(招集権者及び議長並びに招集通知)

第25条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。

取締役社長に事故あるときは、取締役会において、あらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。

取締役会の招集通知は、会日3日以前に各取締役及び各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、これを短縮することができる。

(取締役会の権限)

第26条 取締役会は、法令又は定款に定める事項のほか、業務執行に関する重要事項を決定する。

(取締役会の決議方法)

第27条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第28条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第29条 取締役会における議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成し、出席した取締役及び監査役が記名捺印又は電子署名する。

(取締役との責任限定契約)

第30条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査役及び監査役会

(監査役の員数)

第31条 当会社の監査役は、4名以内とする。

(監査役の選任方法)

第32条 監査役は、株主総会において選任する。

監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第33条 監査役の任期は、その選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第34条 監査役は、監査役会の決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役の報酬等)

第35条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役会の招集通知)

第36条 監査役会の招集通知は、会日3日以前に各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、これを短縮することができる。

(監査役会の決議方法)

第37条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第38条 監査役会における議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成し、出席した監査役は記名捺印又は電子署名する。

(監査役との責任限定契約)

第39条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第6章 計 算

(事業年度)

第40条 当社の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までの1年とする。

(期末配当の基準日)

第41条 当社の期末配当の基準日は、毎年9月30日とする。

(中間配当)

第42条 当社は、取締役会の決議によって、毎年3月31日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第43条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社は、支払の義務を免れる。

以 上
